

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人学校給食研究改善協会（以下「この法人」という。）の定款第18条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、関係法規に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう
- (4) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人の役員及び評議員は無報酬とする。但し、常勤の理事には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は年額とする。
- 3 常勤理事の退職に当たっては、当該理事の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 4 非常勤の役員及び評議員については、次に掲げる職務執行の対価として、報酬を支給することができる。
 - (1) 役員の評議員会への出席
 - (2) 理事、監事の理事会への出席
 - (3) 監事の監事監査の実施
 - (4) 評議員の評議員会への出席
 - (5) 前各号に定めるもののほか、法人の事業運営に関し特に必要と認められる業務を実施した場合

(報酬等の額の決定)

第4条 この協会の常勤理事の報酬額は別表第1「年間報酬額」に定める金額以内とし、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 常勤理事に対する退職手当は、別表第2「常勤理事退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
- 3 退職金は、理事として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者

に支給するものとし、死亡により退社した者については、その遺族に支払うものとする。

- 4 非常勤役員及び評議員の職務執行の対価としての報酬等の額は別表第3に定めるとおりとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとする。

毎月一定の定まった日に、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

- 2 前項にかかわらず、非常勤役員等に関する職務執行対価は都度支払うものとする。

(通勤費)

第6条 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、別表第4「役員、評議員の旅費等の規程」に基づき、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、公益財団法人学校給食研究改善協会設立の登記の日から施行する。(平成22年11月18日理事会議決)

附則 この規程は、平成23年6月10日から改正施行する。

附則 この規程は、平成30年6月14日から改正施行する。

附則 この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。

附則 この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。

附則 この規程は、令和8年6月18日から改正施行する。

別表第1 常勤理事の年間報酬総額

15,000,000 円を限度とする。

別表第2 常勤理事退職手当の算出要領

報酬年額×在職年数×係数

係数は理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

但し、係数は0以上0.01以下とする。

別表第3

非常勤役員の職務執行の対価としての報酬等の総額は1,500,000 円を限度とし、常勤理事を含む理事・監事の毎事業年度の報酬総額は評議員会の決議によって定められた総額の範囲内としなければならない。

また、評議員の職務執行の対価としての報酬の総額は定款第18条第1項に規定する総額1,000,000 円の範囲内としなければならない。

第4条第4項に規定する非常勤役員及び評議員の職務執行の対価としての報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 役員の評議員会、理事会への出席1回につき手取額 10,000 円
- (2) 監事監査の実施1回につき手取額 10,000 円
- (3) 評議員の評議員会への出席1回につき手取額 10,000 円

別表第4 役員、評議員の旅費等の規程

- (1) 旅費交通費は普通運賃とする。
但し、理事長のみグリーン費用とする。
- (2) 時間帯で公の交通機関が利用できない時はタクシー代にて精算する。
- (3) 宿泊代は25,000 円を限度とする。常勤理事は協会内旅費規程による。。
但し、これにより難いと協会が認める場合は、実費相当を上限とすることができる。